

第 145 回 高知県都市計画審議会 会議録

- 1 開催日時 令和元年 7 月 31 日（水） 10 時 00 分～11 時 00 分
- 2 開催場所 オーテピア 4 階 研修室
- 3 出席委員 青木章泰、磯部雅彦、大倉美知子、片岡万知雄、康峪梅、田村壮児、政岡慶子、横山桂子、横山文人、田所裕介、宗田功（代理）、眞鍋栄治（代理）、岡修司（代理）（計 13 名）
- 4 欠席委員 稲田知江子、北山めぐみ、小坂雄一郎、林幸一、岡崎誠也、田鍋剛、小林稔（計 7 名）
- 5 出席幹事 坂本寿一（土木部参事）（計 1 名）
- 6 欠席幹事 小笠原直樹課長（政策企画課） 飯島亜希課長（地域福祉政策課）、岡本幸生課長（商工政策課）、池上隆章課長（農業政策課）（計 4 名）
- 7 事務局等 （高知県）土木部都市計画課
- 8 審議事項 諮問事項
1) 安芸都市計画公園（9・5・1 号安芸広域公園）の変更について

■事務局

それでは定刻になりましたので、只今から第 145 回高知県都市計画審議会を開催いたします。私は、本日の審議会の進行を務めます、高知県土木部都市計画課課長補佐の秋元と申します。よろしくお願いいたします。

本日は当審議会委員 20 名のうち代理委員を含めまして 13 名のご出席をいただいております。

当審議会条例第 5 条によります会議の成立要件である 2 分の 1 以上の委員のご出席をいただいておりますので、本日の審議会が成立していますことをまず、ご報告いたします。また本日の審議会は、高知県都市計画審議会運営要綱第 9 条の規定によりまして公開としており、傍聴席を設けております。

それでは審議に先立ちまして、まずお手元の資料の確認をさせていただきます。まず、「資料 1 次第」「資料 2 出席者名簿」「資料 3 配席図」「資料 4 高知県都市計画審議会条例及び運営要綱」「資料 5 議案書」「資料 6 議案説明資料」となっております。不足がありましたら事務局のほうまでお知らせをお願いします。

続きまして、委員の皆様のご紹介になりますが、出席者名簿と配席図によりましてご紹介に代えさせていただきます。

それでは、これからの議事進行につきましては、当審議会運営要綱第 5 条に、会長が

議長となって会議を主宰することとなっておりますので、磯部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

■磯部会長

みなさんおはようございます。本日は朝早くからお忙しいなか、また、お暑いなかお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。今日は初めてこのオーテピアでこの会議を開催することになりまして、外も景色が良いですし、中も過ごしやすく読みやすい雰囲気のところであるということで、私としてもとても嬉しく思っています。今日都市計画審議会審議を進めて参りたいと思いますので是非よろしく願います。

それでは議事に入ります前に、当審議会運営要綱第10条第3項に、「会長が会議録の署名委員を2名指名する」ことになっておりますので指名させていただきます。今回につきましては青木委員と、政岡委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります。

今回はお手元の次第にありますように、付議事項は1件ということになります。

議案「安芸都市計画公園（9・5・1号安芸広域公園）の変更について」をお諮りしたいと思います。それでは事務局から議案の説明をお願いします。

■事務局

高知県土木部都市計画課計画担当チーフの清水です。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案について、説明させていただきます。

お手元の資料5の議案書の1ページをお開きください。

まず、第1号議案を朗読させていただきます。

元高都計第148号。令和元年6月13日。高知県都市計画審議会会長様。高知県知事。安芸都市計画公園（9・5・1号安芸広域公園）の変更について。

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

次のページをお開きください。

都市計画公園中9・5・1号安芸広域公園を次のように変更する。

種別、広域公園。名称、番号、9・5・1。公園名、安芸広域公園。位置、安芸市井ノ口、川北、僧津、土居の一部でございます。区域の面積、45.6ヘクタールでございます。

それでは、次に1号議案の詳しい説明をさせていただきたいと思っております。

皆様のお手元には、前方のスクリーンと同じものを資料6説明資料をお配りしておりますので、そちらをあわせてご覧いただければと思います。

それでは、安芸都市計画公園の変更について、ご説明させていただきたいと思っております。

まず1ページ目なんですけれども、参考としまして、都市計画公園の名称の付け方を示しております。今回変更するのは、安芸市にあります都市計画公園、安芸広域公園となります。

次に番号ですが、頭の9は、公園種別の意味でございまして、街区公園や近隣公園、地区公園など種別はありますが、9は広域公園ということを示しています。

二つめの数字については、規模の意味でございまして、数字が大きいほど面積が大きくなり、5であれば10ヘクタール以上50ヘクタール未満ということになります。

三つめの数字である、1は、一連番号で、安芸地域の広域公園で一番目に都市計画決定したことを示しています。

次に安芸広域公園の計画諸元について、説明させていただきます。

都市計画公園の名称は先ほど申し上げました安芸都市計画公園9・5・1号安芸広域公園、場所は安芸市川北乙ほか、平成4年2月18日に都市計画決定をされており、公園種別は広域公園となっております。

計画面積としましては146.6ヘクタールですが、今回の変更によって、45.6ヘクタールに縮小したいというふうに考えております。

現在整備を行い、開設している面積につきましては、15.34ヘクタールとなっております。広域公園という位置付けは、本公園が設置されている安芸市以外の周辺の市町村からも利用者を誘致するよう計画されているものであり、誘致圏域としましては、安芸市、芸西村、安田町、馬路村、北川村、田野町、奈半利町の7市町村となっております。

次に安芸広域公園の概要について説明させていただきます。

本公園は安芸市中心地から北側に位置しまして、昭和56年に策定されました「東部地域総合開発計画」と、当時の「国民休暇県構想」の一環としまして、東部地域の人々に潤いと安らぎの場を提供することを目的としまして、「伝統文化に触れ、安芸川を生かした公園整備」をコンセプトに、平成4年に都市計画決定をさせていただいております。

現在、都市計画決定された区域が位置図の着色している部分になりますが、計画面積としましては146.6ヘクタール、今回の変更により黄色で塗った部分のみの45.6ヘクタールに縮小させていただきたい、ということになっております。

今回の区域の見直しなんですけれども、人口減少が著しい県東部地域におきまして、誘致圏域の各市町村において、キャンプ場や便益施設等の整備を行ったことにより、県東部地域のレクリエーション需要が充足されてきたということもあり、本公園の新たな整備の必要性が減少したということで、今回都市計画の変更をさせていただきたいというふうに考えております。

変更にあたってですね、具体的な見直しの流れをご説明させていただきます。4つのステップで検討させていただきました。

まず、ステップ1、安芸広域公園における対象区域の必要性ということで、都市計画区域の整備、開発や保全の方針ということで策定されましたマスタープラン等の上位計画との整合性について確認をさせていただきました。

次にステップ2で、都市計画決定時に対象区域内に整備を予定しておりました施設の代替機能、こういったものが誘致圏域市町村内であるかどうかということを検討させていただきました。

次にステップ3です、整備予算の確保など、事業の実現性について検討させていただきました。

最後のステップ4で、地域のニーズを把握するために、今回の案と同じ内容についてです、地元説明会やパブリックコメントにより地域住民の意見聴取を行わせていただきました。

この4つのステップを経ましてです、今回都市計画の変更を行うわけですがけれども、各ステップの検討方法及び結果および判断に至るまでをご説明させていただきたいと思っております。

まず一つ目、ステップ1の本公園における対象地の必要性について上位計画などの位置付けなどを確認させていただきました。

都市計画決定時に策定していた東部地域総合計画や国民休暇県構想というのはですね、すでに安芸川を含めた川のゾーンや陶芸館や複合遊具を整備している里のゾーンを整備しているため、計画は満足していると判断をさせていただきました。

また、県が策定しています東部圏域都市計画マスタープランの中でもですね、都市計画運用指針に基づきまして、長期未着手施設である本公園については見直しを検討するべきではないかというようなことで今回検討をさせていただきました。

高知県地域防災計画におきましては、防災時の位置付けはなかったため、位置付けなしとしています。

以上により、見直し対象区域での新たな施設整備の必要性というのは低いという整理をさせていただいています。

次に、二つ目のステップ2に関する検討結果でございます。

未着手施設のうちにですね、都市計画決定時に整備を予定していた施設に対する代替機能を有した施設の代表的なものを右側の一覧表で示させていただいています。

右の表のとおりですね、計画当初は童謡のゾーンに音楽ステージを含めたコンサートホールや、交流館、山のゾーンについては宿泊機能を有したキャンプ場や貸別荘、貸果樹園といったような、そういった整備計画を行っていました。

この計画施設と、類似機能を持った施設が、誘致圏域である芸西村から奈半利町までの間に広域的に多く整備されておりますので、各市町村の既存施設において十分な代替機能は果たしていると判断しまして、代替機能は確保されていると判断しております。

次にステップ3の事業の実現性ということでございます。

この表は、県の都市公園に要する事業費をまとめたものでございます。都市計画時の平成4年は約25億程度の予算がございました。各県立公園の整備を進めてきたんですけども、平成12年をピークに予算が急速に減ってきており、平成29年には事業費が約6億円、ピーク時と比較すると約85%減というような状況になっております。

また県立都市公園のほとんどが、開設から30年くらい経過しており、施設の老朽化に伴います、表のオレンジ色で示している修繕費用の割合が増えてきているというような状況になってきています。

そのほか、平成23年に発生しました東日本大震災を受けまして、県は地域防災計画を策定しているなかで、公園の位置付けのなかで防災拠点となる春野総合運動公園などの施設の耐震化や、支援物資の集積の拠点、仕分け機能を持った施設の新たな整備を行っております。そういったことに予算を投入している状況でございます。

さらに、2020年に開催されるオリンピック、パラリンピックの、海外チームを受け入れるための施設の改修といった費用が増加しているということで、県としては、それらに予算を優先する必要があるというふうな整理をしております。

これらのことからですね、今後も施設の修繕費用や地震対策費用が今後も増加することが予想されるため、安芸広域公園の未開設部分の新規の整備はなかなか困難だと判断をさせていただきました。

こちらがですね、本県の人口の推移についてまとめたものでございます。

本県においては少子高齢化に伴いまして、人口減少が著しく、国が発表している人口将来予測によりますと、令和27年時点で平成2年から比較しますと約32万人、割合で見ますと約40%の人口が減少すると予測されております。

さらにですね、安芸広域公園があります県東部地域におきましては、右の表にございます、平成2年にはですね、約4万4千人であった人口が、令和27年には約1万9千人となり、平成2年から比べますと約55%減少し、半分以上となると予測されております。

また、グラフの棒線にあります、青色部分の0歳から14歳までの主な公園利用者となる人口というのがですね、平成2年には約7,100人となっておりますが、令和27年には約1,600人まで減少すると予測されております。

こういったですね、利用対象人口の著しい減少の予測が示されている現況を踏まえますと、将来的に新たな施設整備の必要性は低いという判断をさせていただきました。

最後にですね、ステップ4でございます。

これまでの結果を踏まえまして、現在未開設となっている二つのゾーンを都市計画公園区域から除外してかまわないかということで、住民の意見を聞くために、ページ左下

のとおり素案を作成しまして、昨年8月に誘致圏域内市町村の広報誌を活用させていただきまして、1ヶ月間、県のホームページ、安芸土木事務所などで意見募集を行いました。

その結果、今回の見直しに対する反対意見はありませんでした。これをもってですね、安芸広域公園の都市計画公園の区域の変更の原案として事務局としては提案させていただきたいというふうに考えています。

こちらがですね、都市計画決定された当時の図面でございます。安芸広域公園は四つのゾーンに分かれておりまして、ゾーン毎に構想を決めまして、それに合った施設整備を行うよう計画されておりました。

それによつてですね、安芸川沿いの芝生広場がある部分「川のゾーン」、ナスをモチーフにした複合遊具を整備している子供広場や陶芸館がある部分「里のゾーン」、それと安芸市が整備を行っている童謡の里がある部分「童謡のゾーン」、もう一つ北側に沢ノ平橋から上流の山林部分を「山のゾーン」としております。

このうち現在開設しているのは、黒枠の川のゾーンの一部である芝生広場と里のゾーンになっておりまして、残りの赤枠部分が長期未着手の部分で、現在も未開設というふうになっている状況でございます。

今回はですね、この赤枠部分の未開設部分の童謡のゾーンと山のゾーンの2つのゾーンについて、除外させていただく区域の変更をさせていただきたいというふうに思っております。

こちらがですね、現在開設となっている川のゾーンの一部と里のゾーンとなります。川のゾーンについては先ほど申し上げました芝生広場であつたり園路、里のゾーンについては複合遊具や園路、陶芸館などが整備されております。

次に、こちらがですね現在未開設となっている今回区域から除外させていただきたいという童謡のゾーンと山のゾーンでございます。

こちらは、平成4年の都市計画決定から未着手の状態となっております、長期にわたり都市計画法による制限がかかったままの状態となっております。

こちらがですね、今回の都市計画公園の区域の変更の新旧対照を示したものでございます。

左側が現在の都市計画決定の図面でございます、見直し前ということになります。右側が今回我々が変更案として示したもので、区域縮小させていただきたい都市計画公園の変更案ということになります。

右側の図の黄色で示している部分を今回除外させていただいて、現在開設している川のゾーンと里のゾーンを残しまして、安芸広域公園の変更計画とさせていただきたいと

いうふうに思っております。

最後になりますが、スケジュールについてでございます。

本日説明させていただいた内容についてですね、都市計画公園変更原案として縦覧ということで本年4月に実施させていただきました。

その際にですね、地域住民の皆様からのご意見とか公述の申出というものも募集もしたんですが、公述の申出というのはございませんでして、ここに書かせていただいています公聴会というのは開催しておりません。

その後ですね、原案から案に変更しまして各市町村に意見聴取を行いました、各市町村とも意見無しという回答を頂いています。また、都市計画変更案で再度5月に縦覧を行いました、意見書の提出を求めたんですけども、こちら意見書の提出というのにはございませんでした。本日ですね、この高知県都市計画審議会で審議をいただいて、答申を頂ければ計画変更告示をもって手続きを完了というようなこととなります。

走り走りになりましたですけども、安芸広域公園の変更についてのご説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

■磯部会長

どうもありがとうございました。

それではこれまでのご説明に関して、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います、いかがでしょうか。どうぞ、青木委員。

■青木委員

時代の変遷とともに、こういった見直しは必要と思います。特に財政とか、投資効果とその必要性ということなんでしょうけど。他の地域でこの都市計画公園で見直すようなこういった所はあるのでしょうか。

■事務局

まず都市施設で言いますと、昨年度もですね、都市計画道路のですね、見直しということで審議をいただいた件があったかと思います。都市施設というのは道路であったり公園であったり下水道というのがございますけれども、道路も並行して見直しをさせていただいています。公園につきましてもですね、今、安芸広域公園で審議をさせていただいているんですけども、西南大規模公園、こちらのほうもですね、今年度調整を、市町村・関係部局と一緒にですね、調整をさせていただいております。ただ、それはですね、縮小するのか継続するのかということも踏まえて検討していくというような状況

でございます。

■磯部会長

よろしいでしょうか。なかなか人口減とか、あるいは予算の逼迫ということを受けて効率的に使っていくというのが大事ですから、なかなか減らすっていうのは感覚的にあまり元気が出ないわけですけども、それもしっかり客観的に見て進めるべきことは進める、そういうことなんだろうと思います。

他にご質問、ご意見いかがでしょうか。

■青木委員

特にランニングコストなんかもかかりますからね。

■磯部会長

はい、ランニングコストがかかるというお話もいただきました。今日も、予算が減ってきて結局はランニングコストに使われているっていう、そういうデータもあったかと思えます。

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

■康委員

減らされる対象となっている山のゾーンと童謡のゾーンの土地は個人の所有なんですか、それとも市町村なんですか。

■事務局

山のゾーンにつきましては、全て個人の土地でございます。当然県のほうも買収はしておりません。両方のゾーンとも県のほうは買収してないです。ただですね、童謡のゾーンにつきましては、一部安芸市が買収してですね、広場として使っている部分がございます。

■康委員

今回縦覧とか、色々手続きに沿って行ってきてはいるんですけど、所有者に確実に伝わっているんですか。で、その人たちは知ったうえで、何も言っていないという理解でいいですか。

■事務局

我々も当然この案の説明会をする際にはですね、周知もさせていただいてますし、できる限り声がけもさせていただいてですね、地権者等々には周知はしているという認識は持っております。

■康委員

所有者に直接会って説明するというような手続きは必要ないということですか。いつの間にか20何年も置かれて、実は対象にならなくなりましたよ、そのことを分かってない、とかそういうことは無いとは思いますが、無いようにしないといけないと思います。

■事務局

おっしゃるとおりでございます、我々も全ての方にですね、個人個人にあたっていうことは今回の変更の際の手続きとしてはそこまではしておりません。ただですね、今回、都市計画区域になっておりますので、建物を建てる際には許可申請等がございます。そういった申請も1件も出てきてない状態です。ですので、ある一定広報誌を通じて、市町村さんなんかも通じてですね、こういう変更したいという旨は、地域の住人の皆様にはお伝えしていると認識しています。

■磯部会長

はい、今の件に関してはお答えとしてもできるだけ県としても関係の方々に、この原案あるいは案について周知の努力をしたうえで、最低限としても法律とか規則とかそういったものには則って進めているということによろしいですか。

■事務局

そういうことです。

■磯部会長

法律・規則に則ってるだけって言うと、なかなか実質的な効果っていうこともあるので、そこはできる範囲で広報を図っていく、それによろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ、片岡委員。

■片岡委員

基本的には全然こんな形かなと思っておりますけど、人口減少あるいは企業の今後のですね収益等もそのとおりだと思いますが、分析の中にですね交流人口的なことはおやりになっているのか、まあ特に高知が生き残るといのは観光ということになりましようし、県外観光客あるいはインバウンド、そんなもので東部地域を眺めたときに、一定地元の人口減少だけじゃなくて、交流人口はどんなふうになるのかみたいなものの予測も一定は必要かなと思います。そういう部分の各市町村さんも含めて公園整備の見方をされることあるのかなのか、あるいは条件として一番大きなのは人口減少だから、その部分を持ってやはり判断する、地元の意見も特には無いと、そこだけをちょっとお聞きしたいです。

■事務局

県外からの受け入れとかそういったことまでのですね分析まではできておりません。ただですね、今回の変更をするっていうのは、人口減少ということではなくてですね、一番には代替機能を確保できたということが変更理由でございます。安芸広域公園の北側に施設を設置しなくても誘致圏内である一定類似機能ではありますけど、そういった施設が充実して出来たんで、今回それに替わるものとして誘致圏内で確保できたので、今回変更させていただきたいという整理をしております。

■磯部会長

よろしいでしょうか。おそらく大きな議論に繋がるようなところもあるのかと思いますけど、それはそれでまた別途の機会にするのが良いのだと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは特に発言の中でも案としては結構ですという主旨のご発言もありましたし、特にご反対はなかったんで、この議案については、「原案のとおり」お認めすることにしたいと思いますがいかがでしょうか。

■各委員

異議無し

■磯部会長

どうもありがとうございました。

それでは、本議案は原案のとおり答申することといたします。

それでは本日の審議につきましては、これで終了いたします。進行を事務局へお返しします。

■事務局

はい、磯部会長ありがとうございました。

委員の皆様、本日は活発なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第145回高知県都市計画審議会を閉会します。

本日はどうもありがとうございました。

以上